



すすめるけん

県がすすめている取り組みを紹介します！

木材を利用しよう ～脱炭素社会の実現に向けて～

県では、平成23年4月に策定した「長崎県公共建築物等木材利用促進方針」※に基づき、地球温暖化の防止、循環型社会の形成に向けて、県産木材の利用促進に取り組んでいます。

※令和4年5月に公共建築物だけでなく、民間の一般建築物まで対象を拡大

森林資源の循環利用

森林資源の循環利用とは、「植える・育てる・伐る・使う」を繰り返して、森林を持続的に活用していくことです。樹木を伐採したところに新たに植林することで、森が若返り、二酸化炭素の吸収量が増えるだけでなく、伐採した樹木を建築物などに利用することで、樹木の中にある炭素を長期的に貯蔵し続けることができるなど、脱炭素社会の実現に貢献することが期待されています。

また、木材は断熱性が高く、調湿作用があり、目に与える刺激が小さいなど、「人にもやさしい」素材だといわれています。



長崎県木造・木質化アドバイザー

県では、建築工事の発注者などに対し、木造の良さを提案できる建築士を「長崎県木造・木質化※アドバイザー」として登録しています。戸建て住宅以外の建築物の新設・建て替え・増築を検討中の方へアドバイザーを派遣し、木材を使うメリットや木造・木質化に関するアドバイスを行います。

※木造化:建築物の構造上主要な部分に木材を用いること
木質化:内装や外壁などに木材を用いること



県産木材を使用した社会福祉施設の例

ながさ木・なごみの街づくり事業

県では、民間建築物での県産木材の利用を促進するため、ながさき森林環境税を活用して「ながさ木・なごみの街づくり事業」を実施しており、民間の教育・保育施設、銀行、店舗、旅館など、不特定多数の人が利用する施設の木質化や木製品導入を支援しています。



学童保育施設の木質化

木質化	教育・保育施設	補助率 1/2以内	50～300万円
	その他施設		20～200万円
木製品導入			20～150万円

※木材使用量のうち県産木材をおおむね80%以上使用することが要件



事業の概要や活用事例など、詳しくはウェブサイトをご覧ください。



交流施設での木材家具導入